大図研論文集　第 24 号　2002年 8 月　抜刷
大学図書館問題研究会論文集編集委員会編集

主に女性研究者の結婚に伴う改姓・旧姓と目録・書誌・データベース類について

Library for Learning Ladies

江　上　敏　哲

大図研論文集
第24号2002年

主に女性研究者の結婚に伴う改姓・旧姓と目録・書誌・データベース類について

Library for Learning Ladies

江　上　敏　哲*

抄　録

研究者にとって姓名はライフラインである。しかし、日本の女性にとって改姓はほぼ避けられない問題であり、かつ研究者の旧姓使用は必ずしも可能・有効ではない。結婚により改姓する女性研究者は多く、結果、論文・業績における改姓名と旧姓名の混在・断絶といった弊害が発生している。

この問題に対し、書誌・目録・データベース類は充分にフォローされてはいない。旧姓名を知らなければ旧姓名論文を検索することはできないし、改姓名を知らなければ改姓名論文を検索できない。また、システムによっては、併記やハイフンによる結合姓を検索できない場合がある。研究者情報データベースの類も、旧姓名・改姓名の混在を充分にフォローできていない。

このような現状において、図書館・図書館職員は、データベースの不備を改正する、レファレンス時に留意する、利用者に注意を喚起するなどの対応策をとる必要がある。

目　次

はじめに
1．研究者と改姓・旧姓
　1．1　女性にとって改姓はほぼ避けられない問題である。
　1．2　研究者にとって姓名はライフラインである。
　1．3　旧姓使用は必ずしも可能・有効ではない。
　1．4　改姓名論文と旧姓名論文が混在・断絶している。
2．目録・書誌・データベース類と改姓
　2．1　旧姓を知らなければ旧姓名論文は検索できない。―実例A―
　2．2　ハイフン結合姓を検索できる保証はない。―実例B―
　2．3　書誌・目録・データベース類は改姓・旧姓を充分にフォローしていない。
　2．4　研究者情報データベースは改姓・旧姓を充分にフォローしていない。
3．図書館・図書業務と改姓　―対応策―
　3．1　別姓・旧姓使用を確立する。
　3．2　現行のデータベース類での不備を改善する。
　3．3　新規設計の際は、改姓・旧姓等に配慮した設計を施す。
　3．4　データの入力・収録、原情報の収集の際等、常に配慮する。
　3．5　レファレンス・ILL業務時に、改姓・旧姓の存在を常に意識する。
　3．6　利用講習等において、検索時の注意を喚起する。
　3．7　研究者自身に不備を知らせ、注意を喚起する。
　3．8　研究者自らの情報発信、インターネット・リテラシーの向上を図る。
　3．9　問題の所在を広くアピールする。
むすびにかえて
参考文献

*えがみ　としのり　京都大学附属図書館情報管理課電子情報掛　2001. 10. 23. 受付／2002. 5. 7. 受理

はじめに

この問題について、詳細はすべてホームページ《主に女性研究者の改姓・旧姓と目録・書誌について》（http://ha6.seikyou.ne.jp/home/egami/lll/lllindex.htm）にて掲載・随時更新している。

内閣府大臣官房政府広報室は2001年８月、選択的夫婦別姓制度導入の是非などを尋ねた世論調査結果として、「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」[註1]を発表した。これによると、選択的夫婦別姓制度導入のための法改正に賛成が42.1%、旧姓使用のための法改正に賛成が23.0%、法改正反対派は29.9%となっている。特に20代・30代では男女ともに夫婦別姓賛成が過半数であった。これを受けて森山真弓法務大臣は、「世の中の動きを示している。（法改正は）相談して検討しなければいけない」[註2]とコメントしている。

こういった現状をふまえ、いま、以下についてあらためて実態を確認・検証しておく必要があると考える。即ち、「（主に）女性研究者の結婚に伴う改姓と旧姓使用について、目録・書誌は、データベース類は、図書館・図書業務は、有効に対応・機能できているか」という問題である。この問題の所在・実態と対策について、考えたい。

図書館がサービス組織である以上、その奉仕対象者である“研究者”[註3定義]の現状と問題について、我々は真正面から取り組まなければならない。この論考はその前提の下に成り立つものである。

（検索結果・URL・公報など、特に言及がない限りはすべて2001. 10. 1現在。）

１．研究者と改姓・旧姓

１．１　女性にとって改姓はほぼ避けられない問題である。

民法第750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められている。日本における“夫婦同姓の原則”である。これにより、結婚した夫婦は、少なくとも戸籍上は同じ姓を名告らなければならない。

「夫又は妻の氏を」とあるわけだから、女性の旧姓を名告ることも男性の旧姓を名告ることもできる。しかし実際には、97.2%（1997年）[註4]の夫婦が女性側が改姓しているというのが現状である。この数字は二十数年間ほぼ横ばい状態にある[註5]。

現在の日本の女性にとって、改姓はほぼ避けられない問題である。誰にでも起こり得るこの問題によって、弊害が発生することになる。即ち、改姓による混乱、諸手続の煩雑さ、仕事上の実績の断絶などである。

１．２　研究者にとって姓名はライフラインである。

とくに研究者にとって、改姓による実績の“断絶”は致命的である。

研究者は、全世界の不特定多数の人々から、姓名によってその業績・論文を識別される、という特質を持つ。研究活動とその成果は原則として個人に帰するものであり、研究者自身とその業績・論文とを結びつけるものは、基本的にはその姓名である。とくにWeb経由のデータベース全盛の現代において、姓名が変わること、そして検索結果から漏れることは、結果として一部の業績・論文が評価対象から漏れることへとつながり得る。検索者（業績評価者）にとっても検索対象者（改姓した研究者・被評価者）にとっても影響が大きい。

研究者にとって姓名はライフラインである。無論、男性であっても女性であってもそのことにかわりはない。

なお、日本学術会議の「要望」等により、研究者にとっての姓名同一性保持の重要性は、学術界の共通認識であることが確認できる。[註6]

1．3　旧姓使用は必ずしも可能・有効ではない。

こういった弊害を回避するには、結婚後も改姓しない、という方法をとる必要がある。夫婦同姓原則の民法下において、“見かけ上の夫婦別姓”を実践する方法として、「事実婚」[註7]、「ペーパー離再婚」[註8]、「通称としての旧姓使用」等がある。

そのうち、もっとも現実的で実践者も多いと思われるのが、「通称としての旧姓使用」である。即ち、戸籍上は夫婦が同じ姓を持つものとして届け出つつ、一方で日常の個人的活動・社会的活動においては、戸籍名ではない“通称”として、旧姓を継続して名告るという方法である。

但し、この旧姓使用も、必ずしもすべての人に、すべての場所で、すべての場合において、可能かつ有効に機能するというわけではない。むしろ限定的であり、かつさらなる弊害を伴う場合が多い。

旧姓使用は法的に認められたものではない。とくに大学事務・各機関の事務上、旧姓使用が認められない、使えるものと使えないものが混在している、方針が一定していない、といった弊害が発生する。いずれもケース・バイ・ケースであり、多くは各事務組織での裁量に左右される。そして、旧姓が認められず戸籍名を強制されるケースは、これまでとくに国立大学・国立研究機関・官公庁に多かった。

仮に発表論文での記名が旧姓でおこなえたとしても、その名前が研究活動のあらゆる場面で統一的に使用できなければ、混在による弊害はかえって増すことになる。例えば、（以下は稿末の参考文献を参照）

- 講義要項・時間割・名簿・案内板等で戸籍姓を強制され、研究活動上使用している旧姓名が記載されない[註9 東洋大]。
- 学外向け文書・学外向け名簿・広報・公的調査の回答文書等で戸籍姓を強制され、研究活動上使用している旧姓名が記載されない[註10民博]。
- 公的文書等、書類によって複数の名前が混在する。

・修士論文・博士学位論文が戸籍名以外では不受理扱いとなる場合がある。
・研究費・奨学金・研究助成金等の申請が戸籍名でしか受理されず、自分の業績であるはずの論文上の記載名と齟齬が生じる、或いは一部の業績が評価対象から漏れるおそれがある[註11科研費]。
・事務担当者あるいは自分自身の異動で、それまで研究活動上使用していた旧姓名が使用できなくなるおそれがある。

等の例が実際に報告されている。

研究活動全般において、旧姓を統一的、継続的、安定的に使用することは困難であり、保証されたものではない。必要が生じる度にペーパー離再婚をくりかえす研究者もいれば[註12法委]、旧姓使用を求めて訴訟を起こし、裁判の末に和解に至った女性研究者もいる[註13関口]。

このような現状に対し、国立大学協会、日本学術会議等から、旧姓使用許可への提言・要望が提出されている[註6]。それぞれで改善を図り、或いは明確な基準・規定を実際に整備した大学・機関・自治体の例もいくつかある[註14産総研・東大・秋田]。

さらに2001年10月から、国の行政機関での職員の旧姓使用が部分的に認められることになった[註15]。重要なステップであることにちがいはないが、項目が限定されており、混在による弊害は変わらない。各大学・機関で安定した旧姓使用が保証されるか、この申し合わせが徹底されるかは、今後の課題となる。私立大学等は別問題である。そして、院生・研究生・オーバードクターについては言及されていないし、非常勤講師などの正規の身分を持たない研究者についても、その徹底には不審が残る。

なお、旧姓使用の不許可は、セクシュアルハラスメント[註16阪大]や著作者人格権の侵害[註17]の問題でもあるということも、ここで確認しておく。

1．4　改姓名論文と旧姓名論文が混在・断絶している。

このような現状にあっては、たとえ通称としてであれ、旧姓を継続して名告ることは困難である。弊害を回避するための旧姓使用が、別の弊害を産むことにもなる。

結果、望むと望まざるとに関わらず、多くの女性研究者が研究活動上においても改姓してしまっている、というのが現状である。今後、制度がどう改定されても、既に改姓済みの女性研究者が多数存在する以上、旧姓名論文と改姓名論文との混在・断絶の問題が消えることはない。

旧姓名論文と改姓名論文との混在・断絶によって起こるトラブルとして、（以下は稿末の参考文献を参照）

・同一著者の業績・論文を網羅的に検索できない。とくに不特定多数の検索者からは、同一人物としての認識がされにくい。
・旧姓併記・結合姓など、論文・データベース上での著者名表記の不自然な多様化につながる。
・業績・論文の著者名表記として旧姓を“併記”できたとしても、どのデータベース・検索

システムでも網羅的に検索できるという保証はない。

・過去の自分の論文を、新しい自分の論文の中で“自分の業績”として引用することが難しくなる。特に、夫婦別姓や旧姓使用が制度として確立している海外[註18]において、その事情が理解されにくい。

・他のすべての論文で旧姓を統一的に使用できたとしても、学位論文だけは戸籍姓が強制される場合がある。

等が挙げられる。

「論文が網羅的に検索されない（即ち、不特定多数の検索者＝評価者の評価対象から漏れる）」ことについては、院生・研究生・オーバードクター・非常勤講師といったこれから定職を得ようとする研究者にとっては、深刻である。各種調査結果から試算してみると、女性の平均初婚年齢を27歳[註19]、第一論文発表年齢を24～25歳[註20]とし、通常のペースで年１回の論文・業績発表をおこなうと仮定した場合、旧姓名論文・業績は２～４点となる。27歳の時点で常勤・定職を得ている女性研究者はきわめて少ないであろう[註21]ことを考えると、途中で結婚改姓した女性研究者の場合、ある程度の数の旧姓名論文が混在した状態で、評価者からの評価を待つことになる、と予想できる。

なお、自らの論文・業績をWeb上でホームページのかたちで掲載し、情報発信をおこなっている研究者も多い。いくつかを閲覧してみると、論文・業績一覧の中で旧姓名論文と改姓名論文が混在している事例[註22]を、容易に見つけだすことができる。

以上、あらためて確認すると、研究者にとって“名前”はライフラインであるにもかかわらず、日本の女性研究者は改姓という深刻な問題に直面せざるを得ない。かつ、通称としての旧姓使用が保証されてはおらず、それどころか別の弊害を抱えるおそれがある。結果、改姓によって、旧姓名論文と改姓名論文の混在という問題が起こる。

では、研究者たちの論文情報を収録・提供している、目録・書誌・データベースの類はどうか。著者典拠コントロール云々、或いはそれ以前の問題として、検索機能・システム設計に旧姓名・改姓名についての充分なフォローが施されているか。それによって、これまで確認してきた弊害が、軽減するか、或いは場合によっては拡大することにもなりかねない。

２．目録・書誌・データベース類と改姓

ここではまず、２人の研究者（文系・日本語論文中心／理系・英語論文中心）の旧姓名・改姓名・結合姓名等が、実際にデータベース等でどのように検索されるか、現状を確認する。

２．１　旧姓を知らなければ旧姓名論文は検索できない。―実例A―

現・京都学園大学教授の山崎芙紗子氏は、日本近世文学を専門としている。山崎氏が、雑誌

『国語国文』（京都大学・ISSN0910-7509）でこれまでに発表した論文は、次の５点である。

Ａ１．藤井芙紗子,「藤井高尚と鐸屋：後期国学の一断面」,『国語国文』, 46（12）, 1977
Ａ２．山崎芙紗子,「近世後期の源氏注釈：雨夜物語と教戒説」,『国語国文』, 50（6）, 1981
Ａ３．山崎芙紗子,「『源氏物語評釈』の方法：中国文学の影響と国学」,『国語国文』, 51（3）, 1982
Ａ４．山崎芙紗子,「伴信友旧蔵書の書誌学的研究：京都大学蔵「伴信友校蔵書」－上－」,『国語国文』, 54（11）, 1985
Ａ５．山崎芙紗子,「伴信友旧蔵書の書誌学的研究：京都大学蔵「伴信友校蔵書」－下－」,『国語国文』, 55（1）, 1986

５点のうち、1977年発表の１点だけは旧姓“藤井芙紗子”名で発表している。

以下、各種目録・書誌・データベース類で、上記5論文がどのように収録・検索されるのか、チェックした（表１）。

（表１）　山崎氏論文５点を改姓名“山崎芙紗子”名のみで検索した場合

	Ａ１	Ａ２	Ａ３	Ａ４	Ａ５
雑誌記事索引	×	○	○	○	○
研究文献要覧	×	○	○	－	－
研究者ディレクトリ	○	○	○	○	○
DiRR	○	○	○	×	×
研究課題総覧	○	○	○	×	×
	旧姓				

（註）上から、「雑誌記事索引」CD-ROM（1975－2000）、『日本文学研究文献要覧・古典文学　1975－1984』、NACSIS-IR「研究者ディレクトリ」、NACSIS「DiRR」、『研究者研究課題総覧』。

２．１．１　「雑誌記事索引」CD-ROM（1975－2000）

「雑誌記事索引」は国立国会図書館による日本語論文記事の書誌データベースである。CD-ROMでは1975年以降のデータを検索することができる。

「雑誌記事索引」CD-ROM（1975－2000）で、山崎氏の上記５論文を検索した。結果、「著者名」を“山崎芙紗子”名で検索すると、“山崎芙紗子”名論文４点のみがヒットした。

残りの“藤井芙紗子”名論文１点を検索するためには、あらかじめ山崎氏の旧姓が“藤井”であることを知っていなければならない。下の名前だけで検索してあたりをつけるという方法も可能ではあるが、その名前が世に多いものか少ないものかによって、結果はまったく異なることになってしまう。いずれにしろ、検索対象が改姓した可能性があるということに、検索者

自身が思い至らなければ、旧姓名論文１点は検索されることはない。

２．１．２　「日本文学研究文献要覧・古典文学」(1975－1984)

日外アソシエーツの国文学専門書誌「日本文学研究文献要覧・古典文学　1975－1984」で検索した。収録年の関係から、この書誌に収録されているのは、上記５論文中３点である。

うち、“山崎芙紗子”名論文２点、“藤井芙紗子”名論文１点、それぞれ記載名のみが記されており、両者を関連付ける注記等はまったくない。また、巻末の著者名索引においてもまったく別項目としてあがっており、互いを参照するための案内があるわけでもない。

例えば論文探索時、図書館員であれば「雑誌記事索引」に最初にあたるだろうが、多くの研究者・利用者は実際には各分野専門の論文書誌類を常用する。そして、分野ごとで編纂されるような小規模な書誌類では、手間のかかる著者名典拠コントロールを施すことはきわめて困難であり、ほとんどの場合、論文に記載されている姓名そのままを収録するだけで終わることになる。別の姓名で論文を発表している以上、旧姓“藤井芙紗子”名論文１点を検索するためには、あらかじめ山崎氏の旧姓が“藤井”であることを承知していなければならない。

２．１．３　国立情報学研究所の研究者情報データベース類

NACSIS-IRのデータベース「研究者ディレクトリ」で“山崎芙紗子”を検索すると、山崎氏の業績一覧の中に上記５論文（旧姓名論文含む）がすべてリストアップされている。但し、旧姓名論文に“藤井芙紗子”という旧姓名の記載はない。

また、Web上で無料で検索できる「NACSIS DiRR」[註23]で“山崎芙紗子”を検索すると、山崎氏の業績のうち、主要3件のみを見ることができる。その中に上記５論文中の旧姓名論文１点がリストアップされてはいるが、そこには“藤井芙紗子”という旧姓名の記載がない。冊子「研究者・研究課題総覧 1996年版」も、これと同結果である。

以上、国立情報学研究所の研究者情報の類では旧姓名論文が確認できた。但し山崎氏の旧姓“藤井”は、論文著者名としても研究者のプロフィール・データのひとつとしても、まったく記載されていない。したがって、例えば「雑誌記事索引」で網羅的に検索しなおすために、検索対象者の旧姓名をあらかじめ調査・確認しようとしても、これらの参考ツールではそれができない、ということになる。また逆に、旧姓名のみからの検索も不可能である。山崎氏が改姓したことを知らない検索者は、旧姓“藤井”名からは何も検索できない。

２．２　ハイフン結合姓を検索できる保証はない。―実例B―

現・岡崎国立共同研究機構基礎生物学研究所助手の加藤-箕浦-高子氏は、旧姓名“加藤高子”と、旧姓名と改姓名の結合形“加藤-箕浦-高子”とで論文等業績を発表している。細胞生物学・クラミドモナス（chlamydomonas）の研究を専門としている。

加藤-箕浦氏のこれまでの英語論文は、次の６点（共著含む）である。

B１．Takako Kato, [etc.]（1993）

Isolation of two species of Chlamydomonas reinhardtii flagellar mutants, ida5 and ida6, that lack a newly identified heavy chain of the inner dynein arm. / Cell Struct. And Funct. 18. 371-377.

B２．Ryoko Kuriyama, ...Takako Kato, [etc.]（1995）

Characterization of a novel minus end-directed kinesin-like motor protein from cultured mammalian cells. / J. Cell Biol. 129. 1049-1059.

B３．Takako Kato-Minoura, [etc.]（1997）

Chlamydomonas inner-arm dynein mutant, ida5, has a mutation in an actin-encoding gene. / J. Cell Biol. 137. 649-656.

B４．T. Kato-Minoura, [etc.]（1997）【meeting abstract】

Chlamydomonas flagellar inner-arm dynein mutant, ida6, expresses a highly diverged actin. / Molecular Biology of the Cell. 8. 212-212.

B５．Akio Ohara, Takako Kato-Minoura, [etc.] (1998)

Recovery of flagellar inner-arm dynein and the fertilization tubule in Chlamydomonas ida5 mutant by transformation with actin genes. / Cell Struct. Funct. 23. 273-281.

B６．Takako Kato-Minoura, [etc.] (1998)

Highly divergent actin expressed in a Chlamydomonas mutant lacking the conventional actin gene. / Biochem. Biophys. Res. Comm. 251. 71-76.

６点のうち、B１・B２は旧姓名の“Takako Kato”、B３・B４・B５・B６は旧姓と新姓の結合姓名“Takako Kato-Minoura”で発表している。（B４はMeeting abstract、T. Kato-Minoura）

以下、各種書誌・データベース類で、上記6点がどのように収録・検索されるのか、チェックした。

２．２．１　「Web of Science」SCI（1986－2001）

Web of Scienceは、論文書誌の定番であるSCI・SSCI・A&HCIの３つを、Web上で検索できるオンライン・データベースである。ISI提供、海外各分野の学術雑誌8000誌以上を収録。京都大学では現在1986年以降のデータファイルを利用できる。

この「Web of Science」SCI（1986－2001）で、加藤-箕浦氏の上記６論文を検索した。検索対象ファイルとして、SCI（自然科学分野）・1986－2001年を設定。キーワード“chlamydomonas”などで適宜しぼりこんだ上で、［AUTHOR］に各姓名表記を入力し、上記６論文それぞれがヒットするかどうかを検証した（表２）。

（表２）　加藤-箕浦氏論文６点をWeb of Scienceで検索した場合

	B１	B２	B３	B４	B５	B６
minoura t＊	×	×	×	×	×	×
minoura＊ t＊	×	×	×	×	×	×
kato t＊	○	○	×	×	×	×
kato＊ t＊	○	○	○	○	○	○
katominoura t＊	×	×	○	○	×	×
kato-minoura t＊	×	×	×	×	○	○
kato＊minoura t＊	×	×	○	○	○	○
＊minoura	×	×	×	×	×	×
＊minoura＊	×	×	×	×	×	×
	旧姓	旧姓	結合姓	結合姓	結合姓	結合姓

（註）対象ファイルは「Web of Science」SCI（1986－2001）。検索語として、[TOPIC]="chlamydomonas"など適宜しぼりこんだ上で、[AUTHOR]＝各表記で検索し、ヒットするかどうかを見る。katoh・katou等の表記で該当論文がないことは確認済み。

まず、改姓名のみ、旧姓名のみで検索すると以下の通り。

minoura t＊　→０点
minoura＊ t＊　→０点
kato t＊　→２点（B１・B２）
kato＊ t＊　→６点（B１・B２・B３・B４・B５・B６）
（＊は前方一致）

結合姓として併記しているはずの改姓名“minoura”ではまったく検索できず、旧姓名“kato”でも、前方一致検索でなければ検索はできない。

ヒットしたデータ２点（「kato t＊」）及び６点（「kato＊ t＊」）の著者名表記をチェックすると、それぞれ以下のような表記で収録されている。

B１（1993）Kato, T.　（原論文での表記はTakako Kato）
B２（1995）Kato, T.　（原論文での表記はTakako Kato）
B３（1997）KatoMinoura, T.　（原論文での表記はTakako Kato-Minoura）
B４（1997）KatoMinoura, T.　（原論文での表記はT. Kato-Minoura）
B５（1998）Kato-Minoura, T.　（原論文での表記はTakako Kato-Minoura
B６（1998）Kato-Minoura, T.　（原論文での表記はTakako Kato-Minoura）

原論文での表記の如何によらず、収録表記にゆれのあることが判る。

さらに、確認できた上記の結合姓２通りの表記で、それぞれ検索すると、以下のような結果になる。

katominoura t＊　→２点（Ｂ３・Ｂ４）
kato-minoura t＊　→２点（Ｂ５・Ｂ６）

即ち、結合姓などのハイフンの有無は、検索時にきわめて厳密に区別されていることが判る。ハイフンを付けたり付けなかったり、或いは前方一致記号を付けなかったりということで、検索漏れが起きることになる。

これについて、Web of Science のヘルプでは、「1997年までは省かれて収録されていたハイフン・アポストロフィなどが、1998年以降、原資料通りに入力されるようになった。網羅的な横断検索のためには、ユーザ自身が、考え得るすべてのキーワードでOR検索する必要がある」[註24原文] という趣旨の解説がされている。ハイフンについての収録方針を変更しながら、検索上はハイフンの有無を厳密に区別するシステムのままとなっていることが、上記のような検索結果の断絶の原因となってしまっている。

また、ISIヘルプデスクに問い合わせたところ、前後一致は可能だが、後方一致・中間一致は不可能であるという。

kato＊minoura t＊　→４点（Ｂ３・Ｂ４・Ｂ５・Ｂ６）
＊minoura t＊　→０点
＊minoura＊ t＊　→０点

以上から判るように、加藤-箕浦氏の論文をWeb of Scienceで検索するには、検索者自身の相応の配慮が必要である。

あらためて（表２）を確認すると、改姓名の“minoura”だけでは論文はまったく検索できない、ということが判る。改姓後も自分の業績が自分のものであると明確に識別できるように、或いはデータベース類で旧姓・改姓のどちらからでも自分の論文が検索できるように、ということから、この加藤-箕浦氏のようにハイフンによる結合姓を使用している研究者は少なくないはずである。が、せっかくのそのような“自衛策”が、ハイフンの有無を厳密に区別するWeb of Scienceでは、逆にあだとなってしまった。改姓名“minoura”ではまったく検索できないし、旧姓名“kato”にも“＊”を付けなければ結合姓は検索できない。検索者自身が検索語を“kato＊minoura”のように最大限工夫しなければ、或いは事前に検索対象者の旧姓・改姓ともを充分に承知していなければ、本来ヒットされるべき論文・業績は検索漏れとなってしまう。

なお、他の論文データベースの例として、Biological Abstracts・MEDLINE（京都大学附属図書館ではWinSPIRS ver.4.0で提供）で同様の検索を試みた。両者とも、結合姓はハイフン付きの表記で収録されており、かつ、“kato”で検索すると“kato”記名論文が、“minoura”で検索すると“minoura”記名論文が、それぞれすべてヒットする。

2．2．2　JST「Read 研究者DDB」

JSTの研究者情報データベース「Read」の「研究者DDB」[註25]で、加藤-箕浦氏のデータを確認すると、研究者名の欄は以下のように表記されている。

研究者名（漢字・原語）　：　箕浦　高子（旧姓　加藤）

が、検索画面での検索の際、改姓名“箕浦　高子”ではヒットするが、旧姓名“加藤　高子”ではヒットしない。旧姓項目は検索対象外となっているようである。

また、五十音リストから各研究者情報へたどることもできるが、「ミ」頁の“箕浦　高子”名でしかリストアップされておらず、旧姓“加藤”からはたどれないようになっている。[註10民博]

なお、この「研究者DDB」には上記6論文中5点が収録されている。

2．2．3　国立情報学研究所の研究者情報データベース類

NACSIS-IRのデータベース「研究者ディレクトリ」及び「NACSIS DiRR」では、加藤-箕浦氏の情報は、「箕浦高子」名でのみ収録されている。山崎氏の例と同じく、旧姓“加藤”は論文著者名としてもプロフィールデータとしても、まったく記載されていない。

以上、これらの例で問題なのは、国立情報学研究所の研究者情報データベースには改姓名“箕浦”しか記載されていないが、Web of Scienceでの加藤-箕浦氏の論文は旧姓名“kato”でしか検索されない、ということである。研究者情報データベースとWeb of Scienceのデータを同一人物のものとして統一的に把握するためには、検索者自身が何らかの方法で旧姓名・改姓名の両方を事前に知っていなければならないことになる。加えて、加藤-箕浦氏が論文上で結合姓を常用していること、かつWeb of Scienceがハイフンの有無を厳密に区別することを知らなければ、検索者は加藤-箕浦氏の論文を網羅的に検索することができない。

2．3　書誌・目録・データベース類は改姓・旧姓を充分にフォローしていない。

雑誌記事索引、Web of Science、及びその他の書誌・目録・データベース類では、研究者の改姓・旧姓について、必ずしも充分にフォローしているわけではない。

・新姓と旧姓の両方を知らないと、検索できない。

・研究者自身の自衛策としての“旧姓併記”・“結合姓”は、収録・表記・検索などの扱い

が不安定で、保証されてはいない。

科学技術情報流通技術基準では、SIST08として「学術論文の構成とその要素」(1986)[註26]が規定されている。本文では結婚改姓・旧姓についての言及はないが、「《解説》」として、以下のように記されている。

5．2　著者名

また、結婚等によって改姓した著者の表示方法については、慣例、法律上の規定とその将来の方向等を勘案し、本基準で規定することはあえて見送った。検索や識別の観点からは、新姓と名前の間に、旧姓を括弧書きにして挿入する等の方式が考えられる。

例　：　本郷（田中）花子

あいまいにしか定められていないが、この“見送り”以降、特にあらためて規定されてはいないようである。この「例」の書式に倣ったかと思われるデータベース類[註27目次速報他]もいくつか見受けられるが、それによって網羅的な検索が保証されるためには、やはりそれぞれで自主的に収録方針・システム設計でのフォローを施す必要がある。

最後に、図書による業績について言及しておくと、図書単行本という媒体の性格上、ある程度業績を蓄積した上で刊行されるケースがほとんどである。改姓する以前の比較的年齢の若い時期に、図書単行本の刊行に主体的に携わる研究者は、きわめて少ないと思われ、その実例を検証するのに有効ではない。各目録規則[註28NCR・AACR2]やそれに倣っているNACSIS-CATの著者名典拠[註29CM]が、研究者の改姓・旧姓について有効に機能しているかどうかについては、ここでは、やはりそのデータベースでの収録方針とシステム設計に依らざるを得ない[註30瀬戸内]ということまでを確認しておく。

2．4　研究者情報データベースは改姓・旧姓を充分にフォローしていない。

ある研究者の論文・業績を検索するにおいて、その検索対象者の履歴を前もってチェックしておくことは、情報探索の手順として不可欠なものである。その有効なツールのひとつとして、研究者情報データベース類が期待される。が、先の例でも確認したように、研究者情報データベース類が研究者の結婚改姓・旧姓について充分にフォローしているとは言い難い。

研究者情報データベース類の問題として、

・改姓した研究者の戸籍姓しか掲載されず、旧姓が掲載されていない場合がある。

・旧姓を掲載していても、それが検索対象項目となっていない場合がある。

・収録対象は、各大学・機関ですでに定職を得た研究者である。これから定職を得るために各種業績等を広範囲にアピールしなければならない立場、院生・研究生・オーバードクター・非常勤講師等は対象外となる。

・収録される論文・業績は網羅的でない。多くの場合、収録点数に制限があり、かつ、研究

者自身の自己申告＝“自助努力”である。

・収録方針として、旧姓への配慮が徹底されていないおそれがある。

・場合によっては、各大学・機関での研究者情報発信の場において、旧姓使用不許可のおそれがある[註10民博]。

・結果、結婚改姓した研究者の旧姓を確認できる有効なツールが、ごく限られたものとなる[註31]。

などが挙げられる。論文データベース類では改姓名・旧姓名両者の把握を前提とせざるを得ない。にもかかわらず、これら研究者情報データベースで事前に旧姓を確認することは、きわめて困難である。

特に、国立情報学研究所の研究者情報データベースでは、研究者の改姓・旧姓使用へのフォローは、まったくと言っていいほどなされていない。収録する情報源が“研究者自身からの回答”であるとしても、1．3での各例と同様に、それが大学事務や各機関の事務を通す段階で、旧姓使用不許可という処理がなされるおそれがある[註13関口]。専用の欄・フィールドを設ける、或いは各機関への調査回答依頼・要領として旧姓・通称記載を徹底させるなど、具体的、積極的なフォローを実行しなければ、結果として研究者情報としての機能を果たさないデータベースしか提供できないことになる。国の行政機関での旧姓使用が整備されつつある現在だからこそ、後手にまわることのない有効な施策を期待したい。

3．図書館・図書業務と改姓　―対応策―

この論考に先立って、京都大学図書職員勉強会（仮称）[註32]メンバーの協力を得、ある検証を行った。“検索課題”として2．1及び2．2で紹介した2人の研究者を挙げ、その論文業績をできるだけ網羅的に検索・リストアップしてもらう、というものである[註33課題]。2．1の山崎芙紗子氏の場合は「雑誌「国語国文（0910-7509）」に掲載の5点」、2．2の「箕浦高子」氏では「英語論文5点」を、それぞれノルマとして設定した。結果、そのプロセスとして「ノルマ数に至らないために、考えた末に、旧姓の存在に思い至る」、「探索中に旧姓名論文を発見し、それによって旧姓の存在に思い至る」などのほか、「旧姓の存在に思い至ることなく、検索を終えた」といった回答を得た。

文献探索に習熟していると思われるプロのライブラリアンでも、最初から研究者の旧姓の存在に思い至り、そこからのアプローチを試みるということは、難しいようである。今回の検索課題でも、ノルマの設定がなければ、旧姓名論文の存在を意識しないままで検索を終了してしまっていたおそれもある。さらに、旧姓名の存在に思い至りながらも、その旧姓の調査ができず、下の名前で見当をつける等の手段をとった回答者もいる。

結婚改姓した研究者の旧姓名論文・改姓名論文を網羅的に検索することは、改姓していない研究者のそれよりも、かなり余分に手間がかかると見ることができる。プロのライブラリアン

でもそうであるならば、文献探索に習熟していない一般の利用者にとっては至難の業であろう。

以上を踏まえた上で、学術情報の円滑な流通と提供を担っている我々大学図書館は、如何にして解決・対応をなすべきか。

3．1　別姓・旧姓使用を確立する。

具体的には、

・民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を確立する。

・通称としての旧姓使用を公的に制度化する。

・各業界・機関・組織その他での旧姓使用を認める。

・特に各大学・研究機関での旧姓使用が継続的・安定的に認められるよう、規定を確立する。

いずれも社会的に重要なアクションではあるが、図書館・図書業務に焦点をあてるため、ここでは以上を言及するに留める。

3．2　現行のデータベース類での不備を改善する。

現行のデータベース類が改姓・旧姓について充分なフォローを施していない場合、それらの不備を改善する、或いは改善されるように働きかける。

自組織で管理しているものであれば、自ら改善にあたることもできるだろうし、そうでなければユーザとして改善を要望するという手順をとることもできる。また、内部のシステム設計としての不備改善だけでなく、運用に関わる問題であれば、その方針の不備も改善していく必要がある[註10民博]。

3．3　新規設計の際は、改姓・旧姓等に配慮した設計を施す。

図書館・情報管理組織として、自らがデータベースの新規設計に携わるような場合には、これまでに見てきたような諸弊害を産まないで済むように、収録・検索システム上で配慮した設計を施す。現行のものの不備改善についてはともかくとしても、新規の際にそのような設計にすることは、決して難しいことではないはずである。

厚生労働省下の認可法人・医薬品機構では、厚生労働省・国立試験研究機関（計14機関）の研究者情報を、「研究交流促進のための研究者データベース」[註34]としてWeb上で無料公開している。情報内容は研究者自身が入力し、随時最新のものをアップするという態勢をとっている。このデータベースには、フィールドとして「氏名（漢字）」「氏名（カナ）」「氏名（ローマ字）」等と並び「氏名（旧姓など）」という項目が設けられている。検索者が“研究者名”として検索語を入力・実行した際には、この「氏名（旧姓など）」フィールドも検索対象項目となる[註35]。

3．4　データの入力・収録、原情報の収集の際等、常に配慮する。

例えば、ハイフン・丸括弧付記など、原情報上さまざまな表記で旧姓が併記・結合されている場合がある。自組織での入力・収録時の方針の明確化、姓名の表記についての基準の明確化など、留意が必要である。

また、1．3でも確認したように、各大学・機関事務等において研究者の改姓後の旧姓使用が認められていないという現状がある。例えば、データベースに収録するための原情報収集の際に、当事者の意図にそわないかたちで、旧姓等を無視した回答が事務組織等から送られるおそれもある[註13関口]。この場合、データベースがどのような設計になっていたとしても、対応できなくなってしまう。他機関へ原情報の調査・回答を依頼する場合などは、調査要領・記入要領のようなかたちで、旧姓使用・旧姓併記に充分配慮してもらえるよう明記しておくなど、フォローが必要である。

3．5　レファレンス・ILL業務時に、改姓・旧姓の存在を常に意識する。

詳細は3．冒頭で述べたとおりである。

3．6　利用講習等において、検索時の注意を喚起する。

文献探索・データベース検索について、ガイダンス、インストラクション、講習会、または冊子・Webによる利用ガイド、テキストなど、利用案内・利用教育で利用者に対して直接説明をする機会も少なくないはずである。それらの場において、一言二言でも、ガイド・テキスト類であれば簡単なコラムのかたちででも、研究者の改姓の可能性と旧姓名論文の存在について触れておき、注意を喚起する必要がある。

3．7　研究者自身に不備を知らせ、注意を喚起する。

研究者自身、これまで確認してきた実態・弊害を把握していないおそれがある。データベースなら何らかのフォローがされているはず、併記していれば検索できるはず、など、コンピュータに必ずしも精通していない利用者は特に、データベース類に対して過剰な信頼・期待を抱いている場合が少なくない。

目録・書誌・データベース類が必ずしも“改姓”“旧姓”に対応できていないという現状を、正しく告知し、論文発表・業績発表においてはその姓名の表記など、それぞれで気をつけてもらえるように、注意を喚起する必要がある。“奉仕対象者”としての研究者へのフォローである。

3．8　研究者自らの情報発信、インターネット・リテラシーの向上を図る。

1．4でも述べたように、現在、多くの研究者が自分の論文・業績をホームページのかたちで公開し、情報発信をおこなっている。たとえ既成データベース類が不備であっても、このよ

うなかたちで自ら情報発信をおこなうことで、論文・業績を漏れなく知ってもらうことができるし、他からの評価を得ることも可能となる。コンピュータに精通していない研究者に対して、そういった情報発信がスムーズにおこなえるよう、講習会・ガイダンスなどをおこなうという手が考えられる。情報サービス組織としての役割のひとつである。

3．9　問題の所在を広くアピールする。

今回の論考に先立ち、同テーマでの先行研究を探したが、結婚改姓・旧姓使用の問題を図書館情報学の見地から検証したもの、データベース・著者典拠の問題を研究者の改姓を主眼に検証したものなど、見つけることができなかった。

問題が存在すること、その所在について、Web・口頭・レポート等のかたちで今後とも広くアピールしていく必要がある。

むすびにかえて

今回のこの論考にご賛同いただいた図書館職員・図書館関係者の皆様、直接・間接的にヒント・御意見をくださった女性研究者の皆様に、心より御礼を申し上げます。

冒頭にも述べたように、図書館がサービス組織である以上、その奉仕対象者である“研究者”の現状と問題について、我々は真正面から取り組まなければなりません。時に図書館情報学分野の枠をこえることがあるとしても、その必要性に変わりはない、と信じます。

参考文献

論考にあたり、参考・情報収集に利用した図書・論文・Webサイト等の参考文献について、詳細はすべてホームページ《主に女性研究者の改姓・旧姓と目録・書誌について》(http://ha6.seikyou.ne.jp/home/egami/lll/lllindex.htm）に掲載している。以下、特に代表的なものを掲げる。

・加藤万里子,《慶応大学理工学部（日吉）天文学教室［加藤万里子助教授ホームページ］》,（http://sunrise.hc.keio.ac.jp/~mariko/astro.html）

・加藤万里子,「女性研究者と若手OD・PDの深刻な状況：天文学会アンケート調査から」,『科学』, 70（4）, 2000.04, p.257-

・国立社会保障・人口問題研究所,（http://www.ipss.go.jp/）

・参議院法務委員会,〈民法改正法案の議事録：147-参-法務委員会-17号, 2000年05月25日〉,《女性政策ウォッチ》,（http://www.jca.apc.org/~fsaito/minpoukaisei-committee.html）

・高橋菊江他,『夫婦別姓への招待』新版, 有斐閣選書, 1996

・内閣府男女共同参画局,［2002.3.16］,（http://www.gender.go.jp/）

・二宮周平,「氏名の自己決定権としての通称使用の権利」,『立命館法学』, 241, 1995.10, p.611-, [2002.3.16], (http://www.ritsumei.ac.jp/kic/ja/lex/95-3/ninomiya.htm)
・服部由香里,《TORI's Garden》, (http://www02.u-page.so-net.ne.jp/cb3/y_tori/garden/home.html)
・原ひろ子,『女性研究者のキャリア形成:研究環境調査のジェンダー分析から』, 勁草書房, 1999.02
・水島広子,《水島広子のコミュニケーション正常化作戦！》, (http://www.mizu.nu/)
・原ひろ子他,「関連文献」,『女性研究者のキャリア形成：研究環境調査のジェンダー分析から』,勁草書房, 1999.02, p.577-604
・藤森かよこ,「女性研究者問題に関する参考文献」,『女性研究者：愛知女性研究者の会20年のあゆみ』, 1996.07, p.211-216

註

[註1] 内閣府大臣官房政府広報室,「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」, (http://www8.cao.go.jp/survey/h13/fuufu/index.html) 調査は2001年5月。

[註2] 朝日新聞, 2001. 8. 5

[註3 定義] この論考では「研究者」を、定職としての研究職・教官職のほか、定職でない非常勤講師、研究補助職、院生・オーバードクター・研究生・研修員等まで含むものとして考える。また「奉仕対象者」を、情報利用者・情報発信者の両者を含むものとして考える。

[註4] 犬伏由子他,『女性学キーナンバー』, 有斐閣選書, 2000. 12, p.15

[註5] 1975年調査では女性側改姓が98.8%。(犬伏由子他,『女性学キーナンバー』, 有斐閣選書, 2000. 12, p.15)

[註6] 日本学術審議会「女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言（声明)」, 1994. 05. 26では「科学研究者が旧姓を継続して使用することを保障する」ことが提言され、学術審議会「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について―「知的存在感のある国」を目指して（答申)」, 1999. 06では「研究活動や業績が継続して評価されるよう、学会等の研究活動においては、旧姓等の使用について配慮することも大切である」と提言され、国立大学協会・男女共同参画に関するワーキンググループ「国立大学における男女共同参画を推進するために　報告書」, 2000. 05. 19では「姓の変更が研究キャリアの面で不利とならないように、研究者本人が通称継続を希望する場合は、大学として通称使用を認めるよう基準を明文化することが望ましい」と提言され、日本学術会議「女性科学者の環境改善の具体的措置について（要望)」, 2000. 06では「公私の別なく、研究者が自ら希望する名称（旧姓、通称名など）を使用できるようにすること」が要望されており、研究者にとっての姓名同一性保持の重要性は、学術界の共通認識であることが確認できる。また、二宮周平,「氏名の自己決定権としての通称使用の権利」,『立命館法学』, 241, 1995.10, p.611-, [2002. 3. 16], (http://www.ritsumei.ac.jp/kic/ja/lex/95-3/ninomiya.htm) に詳細な論考がある。それらに類する具体的な報告としては、加藤万里子,「女性研究者と若手OD・PDの深刻な状況：天文学会アンケート

調査から」,『科学』, 70 (4) , 2000. 04, p.257-、参議院法務委員会,〈民法改正法案の議事録：147-参-法務委員会-17号, 2000年05月25日〉,《女性政策ウォッチ》,(http://www.jca.apc.org/~fsaito/minpoukaisei-committee.html)、高橋菊江他,『夫婦別姓への招待』新版, 有斐閣選書, 1996　ほか。なお念のため、ここで問題となるのは、どの研究業績が評価対象の範囲に加えられるかが、姓名による識別、例えばデータベース等の検索結果・ヒット件数により左右されうる、ということである。姓名によって業績評価自体が変わる、という問題ではない。

[註 7]　「事実婚」では、行政機関に届を出さず、戸籍上は夫婦とはならないままで、事実上の結婚生活を営む。法律上は他人であり、税金・給与・保険等の面で不利益を被ることがある。事実婚選択の理由として、「夫婦別姓」が筆頭に挙げられている。(西川栄明・西川晴子,『結婚の新しいかたち：フレキシブル結婚の時代』, 宝島社新書, 2001. 02, p.123)

[註 8]　「ペーパー離再婚」では、必要に応じて書類上での離婚・再婚をくりかえす。公的書類を必要とするときなど、旧姓使用をスムーズに行ないたい場合は離婚する。戸籍を必要とする場合は再婚する、など。「通称としての旧姓使用」と「事実婚」の両方のメリットが得られるが、煩雑、記録に残るなどの問題がある。

[註 9 東洋大]　一例として、「東洋大学では旧姓使用が認められてないので、山口姓を名乗っていますが、その他の研究活動はすべて旧姓（渡辺）を使用しています。」(渡辺美智子,〈プロフィール〉,《渡辺美智子研究室》, (http://stat.eco.toyo.ac.jp/~michiko/RIREKI.htm)) など。

[註10民博]　国立歴史民俗博物館のホームページ (http://www.rekihaku.ac.jp/index.html) では「研究者一覧」(http://www.rekihaku.ac.jp/kenkyuu/ichiran/ichiran.html) として、所属する研究者の専門分野・業績・著書論文等の研究者情報を公開している。当館所属の研究者・内田順子氏は、論文等の執筆においてはすべて旧姓“内田”名を使用、単行本も旧姓“内田”名で出版している。当初 (2001. 04現在)、この「研究者一覧」では、改姓名である“津田”名でリストアップされており、彼女の研究者情報を入手するには、執筆上は使っていないはずの“津田”名からしかたどれないようになっていた。現在 (2001. 10現在) は“内田”名でリストアップされ、かつ、五十音順のインデックスでは旧姓名・改姓名どちらからでもたどれるようになっており、最大限の配慮がなされていると評価できる。

[註11科研費]　科学研究費については、文部科学省で2001年 7 月から旧姓使用が認められることになった。この問題について、加藤万里子,《慶応大学理工学部（日吉）天文学教室［加藤万里子助教授ホームページ］》, (http://sunrise.hc.keio.ac.jp/~mariko/astro.html) 等に詳しい。

[註12法委]　参議院法務委員会,〈民法改正法案の議事録: 147-参-法務委員会-17号, 2000年05月25日〉,《女性政策ウォッチ》, (http://www.jca.apc.org/~fsaito/minpoukaisei-committee.html) その他に実例報告がある。

[註13関口]　関口礼子氏は研究上、旧姓名を使用し、論文・単行本も多数発表している。1982年国立図書館情報大学助教授就任の際、旧姓“関口礼子”名の使用を申し入れるが、大学側はこれを拒否、職務上の各種文書の他、「学術情報センターのデータベースの氏名」を本人の意に反して戸籍名とした。結果、関口氏は、茨城大学での非常勤講師の職を失う、研究諸費の自費立替払いなどの不利益を被った。このため、関口氏は1988年提訴。1993年の東京地裁の却下・棄却、関口氏の控訴を経て、1998年東京高裁にて「研究・教育活動での旧姓使用を認める和解」が成立した。但し、その範囲は未だ限定的である。「『裁判中だから』といって、私の裁判を理由に通称使用の要請に答えを出さない大学もた

くさんある」（毎日新聞1998. 03. 27夕）ことも、関口氏が和解に応じた理由のひとつである。関口礼子氏のこの裁判については、以下の文献がある。

判例時報1486, 1993. 11

関口千恵,「関口礼子氏に聞く」,『法学セミナー』,471, 1994. 03, p.1-

滝沢聿代,「大学教員の通姓（旧姓）を名のる権利」,『ジュリスト』, 1059, 1995. 01, p.192-195

二宮周平,「氏名の自己決定権としての通称使用の権利」,『立命館法学』, 241, 1995. 10, p.611-, ［2002. 3. 16］,（http://www.ritsumei.ac.jp/kic/ja/lex/95-3/ninomiya.htm）

浅倉むつ子,『女性労働判例ガイド』, 有斐閣, 1997. 04, p.46-50

毎日新聞1998.03.27夕

参議院法務委員会,〈民法改正法案の議事録：147-参-法務委員会-17号, 2000年05月25日〉,《女性政策ウォッチ》,（http://www.jca.apc.org/~fsaito/minpoukaisei-committee.html）

［註14産総研・東大・秋田］　独立行政法人・産業技術総合研究所（旧・国立工業技術院）では、特に戸籍名を必要とする業務以外については、広範囲での旧姓使用を認めている。（産業技術総合研究所,〈2001年４月時点での産総研において研究活動における旧姓使用の考え方〉,（http://www.aist.go.jp/GSJ/~g8808/wadai.html））

また、これまで博士学位論文の旧姓名記載が認められなかったことに対し、東京大学では2000年度から全学部で旧姓併記を可能とした。なお文部科学省では、学位論文の姓名表記は各大学の判断によるとしている。（加藤万里子,〈科学研究者の別姓使用の“現状と対策”〉, 2000. 03. 11,（http://sunrise.hc.keio.ac.jp/~mariko/feminism/bessei.html）

また、秋田県では県職員の夫婦別姓を一部認める要綱を制定し、2000年７月より施行した。同年4月、県立大の女性教員が結婚改姓後の旧姓使用を申し出たことによる。都道府県としては12番目（秋田魁新聞,2000. 07. 14）。この例のように、公立大学の場合は、自治体ごとの制定が必要となる。

［註15］　国の行政機関での職員の旧姓使用について、2001年７月11日、「2001年10月１日から実施」「８項目を対象とする」「それ以外の項目は各省庁が個別で判断する」ことなどが、各省庁人事担当課長会議で申し合わされた。以下を参照。

内閣府,〈官房長官発表:国の行政機関での職員の旧姓使用について〉, 2001. 07. 11,（http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2001/07/11_p.html）

産業技術総合研究所,〈2001年４月時点での産総研において研究活動における旧姓使用の考え方〉国の行政機関での職員の旧姓使用について,（http://www.aist.go.jp/GSJ/~g8808/wadai.html））

時事通信社, 2001. 7. 12（Yahoo!News）

［註16阪大］　大阪大学大学院文学研究科文学部性差別問題委員会は「セクシュアル・ハラスメントの一般的事例」として、「仕事上や研究上、通称として旧姓を使っている人を、結婚後の姓で呼ぶ」（同,〈するなさせるな性差別：よりよきパートナーシップをめざして〉, 1999. 03,（http://bun109.let.osaka-u.ac.jp/~naoko/SH/pamphlet.html））ことを挙げている。

［註17］　著作権法第19条（「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。」）では、著作者人格権のひとつとして氏名表示権が規定されており、著作者自身による著者名表示の権利が保証されている。二宮周平,「氏名の自己決定権としての通称使用の権利」,『立命館法学』, 241, 1995. 10, p.611-, ［2002. 3. 16］,（http://www.ritsumei.ac.jp/kic/ja/lex/95-

3/ninomiya.htm）では、「このように通称や旧姓の使用は、著作権法上、氏名表示権として法的保護を受けることができる」としている。

［註18］　現在、夫婦同姓を原則とする主要国は、日本の他はインド・タイのみである。なお、オーストリア・スイスも制度としては夫婦同姓だが、旧姓付加が可能である。

［註19］　1987－1997に結婚した大卒以上の女性の平均初婚年齢は27.4歳（国立社会保障・人口問題研究所,「第11回出生動向基本調査：結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査の結果概要）」, 1997)。女性研究者に限った調査でも、ほぼ変わらない結果が出ている（笹原恵,「女性研究者のライフサイクルに関する一考察」,『(新潟大学）人文科学研究』, 88, 1995)。

［註20］　35歳以下の女性研究者の場合、第一論文発表の平均年齢は25.6歳。24～25歳での発表が最多で、全体の約27.8%。なお、順当に進学した場合、24歳で修士２回生、25歳で博士１回生となる。原ひろ子,『女性研究者のキャリア形成：研究環境調査のジェンダー分析から』, 勁草書房, 1999. 02に掲載の1997年調査結果をもとに計算したもの。

［註21］　順当に進学した場合、27歳で博士３回生となる。非常勤講師経験のある30代女性研究者の、非常勤講師を終了した平均年齢は、32.8歳（笹原恵,「女性研究者のライフサイクルに関する一考察」,『(新潟大学）人文科学研究』, 88, 1995)。また、沢武文,「天文学研究者人口調査結果」『天文月報』, 93（1）, 2000　掲載の1999年調査結果をもとに計算すると、天文学研究者で助手・講師以上の職を得ている人は、27歳で0.7%、28歳では10.8%。

［註22］　http://welldef.osu.seg.ynu.ac.jp/~maki/index.html、http://www.ss.u-tokai.ac.jp/~yasuko/Research/research-j.html［2002. 3 . 16］http://www.littera.waseda.ac.jp/major/jlc/nomura/zaisekisha.html［2002. 3 . 16］　等。http://kikumasa.lit.kobe-u.ac.jp/~bettie/yocchan_f.htmlでは、旧姓で研究活動を行なっているにもかかわらず、修士論文のみが戸籍姓となってしまっている。

［註23］　http://dirr.nii.ac.jp/

［註24原文］　“Beginning with 1998 data, non-alphanumeric characters (e.g., the apostrophe in O' Brian) and embedded spaces (e.g., the space in the last name de la Rosa) are preserved in many fields in the database. In order to search effectively across multiple years of data, you should be sure to enter search strings that take account of all possible variations of the data.

Enter O' BRIAN C＊ OR OBRIAN C＊ to search for articles authored by C. D. O' Brian.

Enter EL-EBIARY OR ELEBIARY to search for this author (with a hyphenated last name).

Enter DE LA ROSA W＊ OR DELAROSA W＊ to search for articles authored by W. de la Rosa

“('ISI Citation Database Help' Author search field, http://wos.isiglobalnet2.com/help/helpgs.html)

［註25］　http://read.jst.go.jp/index.html

［註26］　科学技術庁科学技術振興局,〈科学技術情報流通技術基準:学術論文の構成とその要素（SIST08)〉, 1986,（http://www.jst.go.jp/SIST/sist08/sist08_m.htm)

［註27目次速報他］　「(例）旧姓が「田中」の場合　→@AUTH 鈴木（田中）, 和子」（国立情報学研究所,〈学術雑誌目次速報データベース作成マニュアル〉HTMLver 0.8 第7部Q&A,《学術雑誌目次速報データベース》,［2002. 3 . 16］,（http://www.nii.ac.jp/sokuho/man/man07.htm)

「旧姓などを併記している方は、「山田（鈴木）, 一郎」のように別の姓を括弧に入れて表記しています。このような場合は、括弧内の姓をはぶいても、括弧内の姓だけでも検索できます。」（日本社会学会データベース委員会,〈社会学文献情報データベースの利用方法〉,《日本社会学会社会学文献情

報データベース》, 2000. 11. 22, (http://www.hmt.toyama-u.ac.jp/Socio/jss/usage.html))

[註28NCR・AACR2]　日本目録規則1987改では、(23. 著者標目, 23.2.1.2　2以上の名称を用いる著者)「同一著者が2以上の名称を用いるとき、次の場合には、それぞれの名称を標目とする。　ア) 改姓改名した著者が、新旧の姓名で著作をしているとき」、及び (23.6.2　「をも見よ参照」)「「をも見よ参照」は、次の場合に用いる。　イ) 改姓改名した著者について、それぞれの名称を標目したとき、それぞれの標目相互間に用いる」としている。また、英米目録規則第2版では、(22.個人標目,22.2.種種の名前からの選択,22.2B.改名)「個人が改名した場合は、最新の名前、または名前の形を選択する。ただし、その個人が以前の名前によってひき続きよりよく知られると考える根拠があるときは、この限りではない」としている。

[註29CM]　NACSIS-CATの「目録システムコーディングマニュアル」では、(8. 著者名典拠レコード(日本名：個人名), 8.4.2SAF (からも見よ参照形), 8.4.2 D3)「ある特定の著者に対し、複数の標目形が作られるのは次のような場合がある。(1) 改姓が発生した場合,結婚や養子等の関係上、姓が変わることがある。このような改姓が発生した場合、改姓前・改姓後の双方で著作があれば、それぞれの名称を統一標目として採用する」としている。

[註30瀬戸内]　例えば、"瀬戸内晴美"名で検索することによって、別名による著作を確認することができるかについて。「NACSIS-WebCAT」(http://webcat.nii.ac.jp/ [2002. 3. 16]) ではヒットしたレコードの書誌は簡略に表示されるのみ、著者名典拠レコード自体は確認できないため、"瀬戸内晴美"の別名を確認することも別名での著作を確認することもできない。一方「京都大学OPAC」(http://kensaku.libnet.kulib.kyoto-u.ac.jp/ibibser2_ja.html) では、ヒットしたレコードの書誌を確認すると著者標目にリンクが施されており、そのリンクによって著者名典拠レコードを、さらにリンクをたどれば最終的には"瀬戸内寂聴"名著作を、確認することができる。

[註31]　2. 1での山崎芙紗子氏の例で、山崎氏の旧姓が"藤井"であることを正確に知ることができるツールとして、現在確認できているものは、江上が個人的に所持している『京都大学国文学会会員名簿』のみである。

[註32]　京都大学をはじめとする近隣大学図書館の若手職員の私的な集まりとして構成されている勉強会。

[註33課題]　「検索課題：次の研究者がこれまで学術雑誌に発表した論文をできるだけ網羅的にリストアップしてください。

【1】山崎芙紗子　ヤマザキフサコ

(手がかり)

・1953生

・日本近世文学

・現、京都学園大学人間文化学部教授

(なお、この課題は雑誌「国語国文 (0910-7509)」に掲載の5点があげられればOKとします)

【2】箕浦高子　MINOURA Takako

(手がかり)

・1969生

・細胞生物学

・現、岡崎国立共同研究機構 (基礎生物学研究所) 助手　ちなみにこの研究所のWeb of Science上

の表記は“Natl Inst Basic Biol, Okazaki, Aichi 4448585, Japan”です。

（なお、この課題は　英語論文5点があげられればOKとします）」

［註34］　http://www.kiko.go.jp/kenkyuu.html

［註35］　医薬品機構,〈データベースの検索方法〉,《研究交流促進のための研究者データベース》,（http://www.kiko.go.jp/setsumei.html）